

平成 1 7 年度
第 3 回東京都食品安全審議会

日 時：平成 1 8 年 1 月 2 7 日（金）午後 2 時～
場 所：東京都庁第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 A

午後2時00分開会

小川食品監視課長 定刻となりましたので、ただいまより平成17年度第3回東京都食品安全審議会を開催させていただきます。食品監視課長の小川でございます。

委員の皆様方には、お忙しいところをご出席いただきまして、本当にありがとうございます。黒川会長に進行をお願いするまでの間、私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の出欠状況についてご報告いたします。本日は岡本委員、林委員、原委員、丸山委員、湯田委員がお仕事の都合でご欠席という連絡を受けております。今井委員につきましては若干遅れるというご連絡をいただいておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

なお、当方の八木健康安全室長も、所用で遅れてまいりますので、大変失礼ですが、ご了解をいただきたいと思っております。

以上より、定員総数22名の過半数を超えており、審議会の定足数に達していることをご報告させていただきます。

それでは、早速ですけれども、以後の進行につきまして、黒川会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

黒川会長 黒川でございます。それでは審議を始めさせていただきます。

昨年10月25日に開催されました第2回の審議会で、「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」の中間取りまとめを行い、それを公表して都民や事業者の方々から意見の募集を行ったところでございます。

それらの意見を踏まえまして、その後、高橋久仁子委員を座長とする検討部会においてさらなるご検討をいただいていたところでございます。その検討結果を検討部会報告としてご報告いただき、審議するというのが今日の会の目的でございます。

それでは、まず中間のまとめに寄せられました意見について、検討部会座長を務めてくださいました高橋(久)委員よりご説明願います。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋(久)委員(検討部会長) それでは、説明させていただきます。昨年10月25日に取りまとめをいたしました中間のまとめに対して、10月26日から11月14日までパブリックコメントの募集を実施するとともに、第4回部会として『意見を聴く会』を開催いたしまして、直接都民の皆様からご意見を伺いました。その後、いただいたご意見等を中間のまとめに反映するため、11月29日と1月17日の2回にわたりまして検討部会を開催し、検討部会報告を取りまとめるに至りました。

では、中間のまとめに寄せられたご意見等の集計結果について、事務局より説明願います。

中村食品安全担当係長 それでは、事務局から説明させていただきます。

お手元に資料をお配りさせていただいておりますが、レジユメのついている資料を1枚めくっていただきますと、資料1といたしまして、今、高橋(久)委員からご説明がございました経過についてまとめてございます。ごらんをいただければと思います。

次に、資料2-1といたしまして、パブリックコメントを募集いたしました結果についてまとめてございます。今回、パブリックコメントにつきましては、意見の受理

件数といたしまして19件、項目といたしましては35件のご意見をいただいております。資料2-1に、1番から順に番号が振っております。情報提供でありますとか、あるいは意見交換についての意見という意見の分類で書いてあります。ゴシック、太字で書いてございますのがご意見の内容で、これを踏まえまして、今回の部会報告にどのような形で反映されているのかというのは右の欄に書いてございます。

例えば、No.1でございますが、情報提供についてのご意見ですが、不確実な事項についてもわかりやすく伝えていくことが必要であるとか、あるいはNo.2では、生活に即した身近なテーマに対する正確でわかりやすい情報提供が求められているという意見がございます。

これらに対しまして、今回の部会報告では、第4にリスクコミュニケーション定着に向けた都の取り組みの中でより広く、わかりやすい情報提供を行うということ、さらには科学的に見解が定まっていない事項や新たな知見などについてもわかりやすく伝えていく必要性についても明記してございます。

括弧書きで振ってあるページ数は、後ほど資料3でご説明申し上げますが、検討部会からの報告の当該のページ数ということでございます。

今回さまざまなご意見を頂きましたが、特にパブリックコメントを踏まえて新たに追加した部分についてご説明させていただきます。今回パブリックコメント後に新たに追加したものは、No.4とNo.5、「情報提供（食品表示）」というご意見を踏まえて、今回の部会報告の中では、第4のリスクコミュニケーション定着に向けた都の取り組みの中で、食品に関する情報を得る上で食品表示の重要性を明確にし、表示制度が有効に機能するよう指導等を進めていくということを明記しております。

次は、食育に関する事柄ですが、リスクをきちんと理解する上で、この食育というものが不可欠ではないか、あるいは、「中間のまとめ」に食育の推進ということが書いてありましたが、その具体的な内容がよくわからないというご意見もございました。そこで部会報告の中で、食育というものをもう1回明確にいたしまして、子供から高齢者までそれぞれのライフステージに応じた情報提供の充実であるとか、あるいは食育の取組を通じて、関係者が食品の安全やリスクについて正しく判断できる力を育成し、このように進めていくということを明確にしました。

続きまして、パブリックコメントを受けて反映した部分でございますが、意見のNo.14、15、16で、関係者の参加促進とか、あるいは意見反映という問題が挙げられています。例えば、No.14で申し上げますと、少人数でできる形態や食育など関心の高いテーマ設定などの取組が大切であるというご意見、あるいはNo.15ですと、市民が必要と感じたときにリスクコミュニケーションの機会をかりたいということですね。直接意見反映できるような制度づくりが必要ではないかというご意見。No.16でも同じように、リスクコミュニケーションの案件の設定についての要望を受け入れるシステムが必要ではないかというご意見を頂いています。

これを踏まえまして、第4になります。右の方にまとめておりますとおり、まず本取組の中で保健所等の相談窓口であるとか、あるいは都民の声制度などを活用しまして、関係者の疑問や意見、こういったものをきちんと把握していく。また、都民モニターや、ネットフォーラムなどを通じて、発信した情報の受けとめ方の把握をして

いく。こういったさまざまな意見を踏まえた上で意見交換会を開催する端緒であるとか、あるいはテーマ選定に必要な応じて活用を図っていこうと。さらに関係者の疑問等を相互交流する場に、そういったテーマに対する態度といたしますか、都のスタンスというものをフィードバックしていく仕組みづくりを明確にするということでございます。

続きまして、No. 19にまいります。基盤整備（体制整備）ですが、その中で行政の対応は各課縦割りになりがちなので、横断的なリスクコミュニケーションに取り組む必要があるというご意見がございました。

それから、No. 24です。例えば消費者に対して、やるべきことをもっとはっきりと指導するということが書いてあります。いずれにしても、関係者の役割を踏まえて、それを促進するような取組ということで理解させていただきましたが、そういったことを進めていくべきではないかというご意見がございました。

これらの意見を踏まえまして、反映の内容でございますけれども、右に書いてありますとおり、まず1点目としまして、関係各位が連携を図っていくことを基盤の整備という部分で明確にしております。

それから、下の方に書いてございますとおり、さまざまな関係者と連携しながらリスクコミュニケーションを進めていくということ。そのためにNPOや事業者団体などとネットワークづくりを進めていくという形で整理をさせていただいております。

ほかのご意見につきましては、10月にまとめていただきました中間のまとめに内容としては既に反映させていただいているということで、既に反映させておりますとは書いてございませんが、反映されている部分を示しておりますのでごらんいただければと思います。

以上でございます。

黒川会長 ご説明ありがとうございます。ここまでのところで、今の意見集計結果について、ご質問ご意見ございますれば、お願いいたします。

中村食品安全担当係長 済みません、追加説明させて下さい。資料2-2が次に付けてございます。資料2-2は、11月8日に開催した第4回検討部会「意見を聴く会」で、直接頂いたご意見をまとめてございます。これもご意見とその意見を踏まえた今回の報告の整理の仕方ということでまとめてございます。

今回5名の方にご意見を頂きましたが、これを踏まえて、部会報告を大きく変えました。No. 4をご覧ください。No. 4の中で、「 」が3つございますが、3つ目の「 」をご覧ください。中間のまとめの中で、ゼロリスクを求めることを「理想論」とする文言の表現があったのですが、その表現は正しいリスクコミュニケーションにならないのではないかというご意見がございました。

実は、この「理想論」につきましては、同じご意見を前回10月25日の審議会でもいただいておりますので、この「理想論」という表現につきましては修正を加え、後ほど詳細についてはご説明させていただきますが、「第1リスクコミュニケーションの必要性」という部分におきまして所要の改定を行っております。

説明が飛びました。以上でございます。

黒川会長 追加で資料2-2のご説明があったわけですが、まとめてご質問、ご

意見をお願いいたします。

特にございませんか。それでは、また後ほどいろいろなところでご意見いただいていこうかと思えます。

それでは、検討部会報告について、高橋（久）委員よりお願いいたします。

高橋（久）委員　それでは説明させていただきます。

私からは、中間のまとめをもとに部会報告を取りまとめるに当たり、加筆修正した部分を中心に説明いたします。

まず、「第1食品の安全に関するリスクコミュニケーションの必要性」ですが、中間のまとめではリスク分析とリスクコミュニケーションの関係が示されていなかったという点がありました。それから、ゼロリスクを求めることに関し、「理想論」という表現がありました。また、リスクの定義が書き込まれておりませんでした。そういったことから、リスクというものがわかりにくい、あるいは誤解を生じる内容となっております。

したがって、部会報告では、中間のまとめと内容としての違いはありませんが、例示などを用いてよりわかりやすい表現へと変更いたしました。

次に、「第2関係者の役割と課」ですが、中間のまとめではメディア関係者としておりましたけれども、リスクコミュニケーションに大きな影響を及ぼすのはマスメディアであるとの意見がありまして、そのように文言を修正いたしました。

「第3リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けて」では、東京の地域特性というものは、多くの人口を抱えること、そして膨大な食品が流通することの2つの事項に分けて記述しておりましたけれども、これを大消費地としての特性として1つにまとめました。

さらに、都の取組については、その内容をわかりやすく整理するため、「第4リスクコミュニケーション定着に向けた都の取組」として、第3から独立させまして、3つの項目、1都の施策に関するリスクコミュニケーションの推進、2関係者によるリスクコミュニケーションの促進・支援、3リスクコミュニケーション定着に向けた基盤整理という形で取りまとめを行いました。

以上が変更箇所の内容でございます。詳細につきまして、事務局から説明願います。

小川食品監視課長　それでは、部会報告につきまして説明させていただきます。まず、いきなり文章に入ってしまう前に、皆さん方に全体像をご説明させていただきます。それから文章に入りたいと思います。

お手元にA3の紙があると思いますので、その紙をごらんいただきたいと思います。この紙の位置づけは、正式な資料ではございません。皆様方に少しでも全体がわかりやすく理解していただけるようにつくった内部的な資料です。これを使いまして皆さん方にご説明させていただきます。

章立ては、1、2、3、4章からなっています。

まず「第1食品の安全確保の考え方」ですが、これはいろいろな議論の中で、どうしてもリスクコミュニケーション、特にリスクということが非常にわかりにくく、また、リスクコミュニケーションを行ってどうなるのかということが、うまく説明できておりませんでした。ですので、本や資料を確認してこの資料をつくりました。東京都

といたしましても、リスクコミュニケーションを行っていく上で、まずこういった考え方を踏まえなくてはならないことが重要だと考えております。

その中身につきまして、まず従来の考え方は安全か危険かの二者択一でした。いわゆるゼロリスクということがいかに危ういかということが今日の問題にまでいろいろなことを引きずっております。

そのように、安全か危険かという二分法的な考え方でいきますと、場合によりましては安全を過剰に強調して、不測の事態への対応が非常に困難になったというような事例もございました。

逆に、問題に過大に反応してしまいますと、過度の買い控え、例えば鳥インフルエンザのときの鶏肉の不買などがおこりました。これは、鳥の安全の問題であるのに、人間の食品としての安全と混同して伝えられてしまったことで過剰に不安をあおってしまったのではないかと考えております。

そういうことを踏まえまして、現在では食品安全基本法にもありますが、安全には絶対はないということを前提とした考え方が普及しています。いわゆるグレーゾーンですが、リスクを科学的に評価し低減していくという、いわゆるリスク評価、リスク管理、リスク分析の考え方が取り入れられてきました。

しかし、リスクという考え方は、まだ始まって10年くらいの概念ですので、真に理解するということは難しいことだと思います。要するに、リスクの考え方が理解できていないまま、わかりやすい従来の考え方が根づいてしまっています。そこで、リスクということをよく理解する、いわゆるリスクコミュニケーションが必要になってくると考えております。

その中でリスクコミュニケーションの必要性が求められている原因には、情報の透明性とか信頼性の確保が1つあると思います。リスク情報を恐れずに公表していこうという姿勢、社会的な責任の遂行とそのような行為に対する評価、もう1つは、リスクという考え方を浸透し、全体の意識改革を図っていく必要があるのではないかと、つまりそういう状況になれば、社会全体でリスクを共有してこそ、リスク制御が可能になっていくというねらいがあると思ひまして、リスクコミュニケーションの必要性をそこに表記してございます。

図は、実際にリスクコミュニケーションがいろいろなところで行われていく必要があるということを示しています。最終的にこういったことが本当に円滑に推進されていけば、関係者の理解が深まり、その結果として、余りいい言葉ではないのですが、風評被害をできるだけ防ぐことができ、合理的な食品の選択につながる。更には関係者に協力していただけるようになれば、自主管理の取組がそれぞれ向上していくし、最終的には社会全体で未然防止が図られていくのではないかと考えます。

これらのことにより、食品の安全と安心が本当の意味で確保できていくのではないかと、このように短い空間ですけれども整理してみました。こういったことが前回よりはかなり丁寧に、第1章のところに書き込まれています。

それから、関係者とリスクコミュニケーションについては、関係者がリスクコミュニケーションを推進する上でどのような課題があるのかということを下の方で記載しております。当然、消費者、事業者、メディア関係者、それからこちらでは国、自治

体、専門家となりますけれども、特に関係者の課題の中で、昨今の事業者の方たちは、社会的責任を非常に認識し、事実即した正確かつ迅速な情報提供を実施している、そのような先進的な取組をしている事業者の方々がとても多くなってきたと考えております。また、みずから意見交換等の場を設けて努力している事業者の方たちもたくさんいらっしゃると思います。

自治体は、国と同じことをやってもいけません。自治体の行うリスクコミュニケーションは、地域での具体的な取組をねらいに置かなくてはなりません。生活や事業に即した情報提供だとか、意見交換をただ行うだけでなくきちんと政策に反映させていくというような、関係者との連携を更に深めていくなど、現場に近いということが自治体の特徴ですから、これらを切り分け課題を記載しています。

このような1、2の全体像に加えて今度は東京という地域特性を踏まえまして、リスクコミュニケーションを定着させていくための現状と課題を記載してございます。国の取組、都の今までの取組、事業者・消費者の皆さん方のやっていたらっしゃる取組、そういうものが現状として上げられます。

まずそういった現状を十分に認識した上で、今度は東京で行う意義を考えていくと、やはり東京という地域特性をある程度考慮しなくてはなりません。その地域特性を考慮した上でのが果たすべき役割について、現状を踏まえた課題を整理してあります。

第4といたしまして、定着に向けた都の取組をまとめています。この中は3部で構成されています。1つは、東京都自身がリスク管理者として都の食品安全施策を行っていますから、そこにかかわるリスクコミュニケーションをどう推進していくべきなのかということを書いてございます。

2つ目は、非常に先進的な取組を行う事業者が出てき、また意識が非常に向上している中で、そういった関係者を支援していくとために、リスクを促進させていくという都の取組、役割もあるのではないかと考えます。

こういった2点の事柄を支える基盤として、技術的な問題や、情報の分析・受発信機能の強化、各局の連携体制を強化した取組、規範づくりとでもいいますかリスクコミュニケーションを行っていく上での心構えみたいなものをきちんと踏まえてやっていく必要があるなど、こういったことを基盤の整備として書き分けてございます。

これからご説明しようとしている全体像はこのようになったおります。これをある程度頭の中に入れていただいた上で部会の報告をお聞きいただきたいと思います。

それでは、詳しい中身を中村から説明させます。

中村食品安全担当係長　それでは、お手元の「資料3都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」、平成18年1月、検討部会にまとめていただいた内容についてご説明させていただきます。

裏面を見ていただきますと、目次がついてございます。今、課長から説明申し上げましたとおり、報告につきましては4部構成という形になってございます。第1にリスクコミュニケーションの必要性、第2でリスクコミュニケーション推進における関係者の役割と課題、第3におきましてリスクコミュニケーションの定着に向けて、現状でありますとか東京の地域特性、あるいは都が果たすべき役割ということについてまとめております。第4におきましてはリスクコミュニケーションを定着させていく

ための都の取組といたしまして、食品の安全確保施策に関するリスクコミュニケーションの推進、2といたしまして関係者によるリスクコミュニケーションの促進・支援、3といたしましてリスクコミュニケーション定着に向けた基盤整備という形で考え方がまとめられております。

それでは、中身の詳細につきましてご説明を進めさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございますが、「はじめに」として導入部をまとめております。ここでは、審議会への諮問、あるいは検討部会での審議、関係者からの意見募集を踏まえた今回の部会報告の取りまとめに至る経緯というもの、これにつきまして冒頭、高橋（久）部会長から経緯のご説明をしていただきましたが、そのようなことを記載している部分でございます。

2ページ目でございますが、ここからが本文でございます。第1、食品の安全に関するリスクコミュニケーションの必要性といたしまして、1番といたしましてリスクの考え方を踏まえた食品の安全とはどういったものかということ、4ページ目では食品の安全大綱とリスクコミュニケーションの関係ですとか、リスクコミュニケーションが果たす役割などについて記載されてございます。

この項目につきましては、パブリックコメントでありますとか、あるいは前回の審議会でのご意見を踏まえまして、わかりやすい内容に大分大幅な修正を加えてございますので、全文を読み上げる形で確認させていただければと思います。

それでは、2ページ目の冒頭から確認させていただきます。

（資料3 2～4ページについて読み上げ）

ここまでが1のリスクコミュニケーション、安全に対する考え方という形でまとめさせていただきます。

次に、より一歩進めたリスクコミュニケーションの目的ということについて明らかにさせていただきます。4ページ目の下から読み上げます。

（資料3 4～6ページ読み上げ）

以上が第1のリスクコミュニケーションの必要性ということでございます。

第2、7ページからでございますけれども、リスクコミュニケーション推進における関係者の役割と課題についてまとめてございます。

7ページの冒頭の3つ目の段落に記載されておりますとおり、食品の安全確保におきましては、関係者がみずからの役割があることを認識し、リスクコミュニケーションへ参加する必要があるとの前提に立ちまして、それぞれの役割について検討をいただいたということでございます。

内容につきましては、先ほど課長から若干触れてございますが、中間のまとめからそれほど大きく変わるところはございません。国、自治体、事業者、消費者、マスメディア、専門家、それぞれの役割について記載しております。

中間のまとめから変わったところでございますけれども、自治体の役割の中に、例えば国への提案要求というものがあってもよいのではないかとということが部会で検討されました。

これを踏まえまして、8ページの一番上に、上段の段落の部分になりますが、国や他の自治体との情報の共有化と問題解決に向けた方策の提案などについての連携、そ

ういものについての記述を追加してございます。

あと、マスメディア関係者とございますが、中間のまとめでは、単にメディア関係者となっておりますが、そもそもリスクコミュニケーションに大きく影響を与えるのはやはりマスメディアというものではないかというご意見がございまして、対象を明確にした方がよろしいということでマスメディア関係者という形での修正を加えております。

中間のまとめからの変更点につきましては、以上でございます。

次に、10ページから第3といたしまして、リスクコミュニケーションの社会的な定着に向けてという表題で、実際に東京都がやるべきものについて考え方をまとめていただいております。

まず10ページのリスクコミュニケーションの現状でございますが、ここでは事業者の方、あるいは消費者の方など、多くの関係者が現在リスクコミュニケーションに取り組まれているという前提を踏まえた上で、特に食品安全基本法の中では、施策に関するリスクコミュニケーションというものが行政機関には義務づけられております。これを踏まえまして、特に国の取組、都の取組という形でのまとめをさせていただいております。

国の取組につきましては、リスク評価機関であります食品安全委員会、リスク管理機関であります各省庁の取組、さらに食品安全委員会によりましてリスクコミュニケーションの現状と課題を取りまとめられているという現状について取りまとめを行っております。

11ページ、(2)として都の取組がございまして、そこでは、平成2年の食品安全確保対策にかかわる基本方針を東京都が定めまして、それに基づきます各種の取組、さらに平成14年度におきましては、食品安全情報評価委員会の設置、都民フォーラムの開催といった新たな施策の実施を行っております。

さらに、平成16年度は食品安全条例の制定によりまして、自主回収報告制度など新たな都独自の仕組みづくりも進めておりまして、こういったことにつきまして12ページの半ばまででまとめてございます。

こうしたリスク行政の現状とともに、今後、リスクコミュニケーションを進めるに当たりまして、考慮しなければいけない東京の地域特性というものがあろうかと思っております。12ページの中盤からになりますけれども、地域特性を取りまとめてございます。

まず12ページの(1)といたしまして、大消費地としての特性でございますが、全国あるいは世界から東京に向かって多くの食品が集まってくると。その反面、その製造あるいは流通の過程が非常に見えにくいという特性がございまして、そうしたことから、食品に対する不安というものが先鋭的にあらわれてくる可能性があることがまず1点として述べられております。

それから、多くの人が集まりまして、さまざまな生活様式が営まれている中で、食品の安全に対する意見、あるいは要望が非常に多様化していることがここに書かれてございます。

13ページの(2)でございましてけれども、事業活動等の中枢機能の存在とうたっ

でございますけれども、例えば企業の本社といった、いわゆる社会的な影響力の大きい関係者が東京には多く存在しております。こうした関係者と連携を図りながら、リスクコミュニケーションを先進的に進めていける可能性があるのではないかとということ、さらにそうした取組を全国的に波及する効果も期待できるのではないかとというような地域特性をここでまとめていただいております。

次に、3といたしまして、都が果たすべき役割でございますけれども、今申し上げましたような現状、あるいは地域特性を踏まえまして、都が果たすべき3つの役割についてまとめていただいております。

13ページになりますが、(1)といたしまして、正確で迅速にわかりやすく情報を提供するという役割です。食品の安全が先鋭的にあらわれてくるといふ地域特性を先ほど申し上げましたが、それに対応するために科学的に正確な情報と生活や事業に即した情報を提供することの必要性ということを挙げてございます。

また、緊急時でございますが、緊急時における迅速な情報提供とともに、平常時における緊急時の対応方法の周知、こういうものについての重要性も言及してございます。

(2)でございますが、相互理解を進める多様な方策の提案でございますけれども、関係者の多様な意見・要望にこたえ、施策を推進するために、関係者と意見を交換し、相互理解を深めていかれるような多様な方策等も提案していこうということでまとめてございます。

14ページにまいりまして、関係者の役割に応じた取組の促進という部分でございますが、ここでは、都だけではなく事業者の方、あるいは都民の方など、それぞれの関係者が主体的にリスクコミュニケーションを進めていくことの重要性、そういった自主的な取組のもと、都が技術的な支援を実施していく必要性についてまとめてございます。

以上、3点が都の役割という形でございます。

こういった役割を踏まえまして、15ページからがリスクコミュニケーション定着に向けた都の取組ということで、具体的に今後、都がリスクコミュニケーションを進めるに当たって留意する事項をまとめていただいております。

15ページにまいりまして、1といたしまして、都の食品安全確保施策に関するリスクコミュニケーションの推進ということで、都がリスク管理機関としてリスクコミュニケーションに取り組むべき内容ということでまとめてございます。

その最初としまして、(1)より広く、わかりやすい情報提供を図っていこうということです。そういった情報提供をするために、まずアといたしまして、「情報の収集と整理」というものをきちんとやっっていこうということで、冒頭に東京の地域特性を活用した幅広い情報収集を行うべきであると。そこから、保健所等の日常業務を通じて集積された情報が当然現場を抱える自治体としてはあるわけですから、そういうものを活用していくということ、さらに収集された情報の整理に当たっては、専門家との連携を図って、学術的な信頼性を検証していこうという考え方をここでまとめてございます。

16ページになりますが、収集された情報をより広く発信していこうという考え方

で、「より広い情報の発信」ということでございます。

より広く情報を発信するための方法につきまして、(ア)でまとめてございます。そのためといたしまして、まず1点目として、保健所を初め、都が設置している相談窓口等の活用を図っていこうというのが2番目の段落に書いてございます。

次の段落では、いわゆるネット情報、現在もネット情報は発信していますが、例えば他の機関等が発信している情報についてリンクを行う、さらにそういったリンク先の内容についても説明を行うという形で、ネット情報の充実を図っていこうと。

さらに、次の段落では、ネット情報だけではなくて、例えば広報誌、あるいは報道機関への広報といったような多様な媒体を常に用意して、広く関係者への情報提供を図っていこうという考え方でございます。

次に(イ)緊急時の情報提供でございますが、最初の段落では、緊急時に関係者が情報を得やすいような工夫を行っていこうということです。そのために、東京都ホームページのトップページに緊急情報については確実に載せていくであるとか、あるいはホットラインの設置というようなものを考慮していく必要があるということでございます。

次の段落では、いわゆる緊急時に備えた平常時からの準備ということですが、緊急時に都はどのような経路でどのような情報を流すのかということを目ざりから周知していく必要性、あるいは今後問題となるようなことをあらかじめキャッチしておいて、Q & Aなどの情報が素早く発信できるように準備しておく必要性、そういうことについてここで述べられております。

17ページにまいります。今度は情報をわかりやすく出していくという考え方についてまとめてございます。

(ア)といたしまして、情報の持つ意義の提供ということで、正確な情報を出すだけではなくて、関係者の疑問を解決できるような情報の意義というものを付加して提供する、その必要性についてここで言及しております。

(イ)といたしまして、情報の透明性の確保ということで、不確実な情報でありますとか、新たな知見が得られた場合には迅速にそういうものを提供していく、あるいは不確実な事項についても、一体何がわからないのかということも丁寧に説明していこうということです。

さらには、そういった説明の根拠となるようなデータもきちんと提供し、情報の信頼性の確保を進めていこうという考え方です。

(ウ)といたしまして、提供方法の工夫ということで、情報を出すに当たっては、やはり専門的な事項について、どうすればそれが受け手に理解しやすいのかということとを専門家と連携を図りながら出していこうという考え方です。このために、ここでは東京都食品安全情報評価委員会という専門家の組織がございますので、そういうところの活用を図っていこうと。

さらには、専門性の高い内容、あるいは緊急時の対応については、Q & A方式のようなものを公表していくべきである。

さらに、法令とか、あるいは都の施策など情報量の多いものについては、要約も速やかに提供していくべきであるという考え方がまとめられてございます。

(エ)といたしまして、受け手に応じた情報の提供ということで、こちらは18ページの上でございますが、子供から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに応じた情報の提供ですとか、あるいは現在、食育という取組が進められておりますけれども、こういった食育の中に食品の安全に関する調査・研究の推進ですとか、あるいは情報提供というものをきちんと位置づけて取り組んでいくべきであるということをもとめてございます。

18ページの中ほどですけれども、今度は一方的な情報提供ではなくて、双方向の意見交換ということで(2)からまとめてございます。関係者の活発な意見交換ということです。

こういった意見交換を行うに当たっては、やはり関係者の疑問、あるいは意見というものの把握をきちんとしていくべきであることから、アといたしまして、関係者の疑問・意見の把握ということをもとめてございます。

最初の段落でございますが、例えば保健所なら、身近な窓口の活用、必要に応じて都民の声、あるいは東京都消費生活条例に基づく申出制度というものもございまして、こういうものを必要に応じて活用しながら、都民からの意見・要望の把握に努めていこうと。

さらに、こうして寄せられた問い合わせ内容につきましては、Q & A方式によりまして、例えばFAQなどを作成して対応していくとか、あるいは1回提供した情報について、どのように受けとめられたかということをも都民モニターやネットフォーラム等を使いながら把握していく。さらに、こういった意見とか要望につきましては、意見交換会の開催、あるいは意見交換のテーマ選定というものに活用していくなど、交流の場へのフィードバックを図っていくという考え方をまとめてございます。

イといたしまして、関係者による交流機会の場への参加促進ということなんです。今現在、東京都はいろいろな意見交換の場を開催していますが、より多くの関係者の方に参加していただくために、19ページの上の方に書いてございますが、「このため」からの段落ですけれども、例えば曜日であるとか時間、回数というものについて考慮していくべきだと考えます。また次の段落では、交通至便が都心部というものがやはり参加しやすいだろうと。と言いつつも、やはり都心部だけでなく、地域に密着した意見交換の機会ということについても配慮していくべきであること、さらに、どこでどんな方がどんなリスクコミュニケーションをやっているのかといった案内を一元的に行うことで、関係者が参加しやすい環境整備、こういうことも図っていくべきではないかということもここでまとめてございます。

ウといたしまして、意見・情報交換の推進ということで、実際、意見交換というものをどういうツール、方法でやっていくのかということをもとめてございます。

(ア)といたしまして、身近な窓口の積極的な活用を図っていこうと。保健所ですとか消費生活総合センターなどの窓口がございまして、こういうチャンネルを使って意見交換、双方向の交換をまず行っていくべきではないかという考え方です。

(イ)といたしまして、意見交換の内容の充実というものを図っていこうと。このためには、さきにも述べていますが、やはり関係者の関心の高いテーマ、こういうものをテーマ選定で選びまして、活発な意見交換を通じて内容の充実を図っていくべき

ではないかということでございます。

(ウ)といたしまして、多様な方法を促進していこうということでございます。例えば、19ページの下に「・」という形で書いてございますが、食品工場など製造現場での実体験を踏まえた上での意見交換であるとか、あるいはさまざまな機会をとらえたポスターセッションなどの開催であるとか、又は、20ページにまいりますが、テーマに応じて単発に意見交換を開催するのではなくて、継続的な議論を行うような方法を提案していくべきではないかという考え方をまとめてございます。

エといたしまして、施策への関係者の意見反映ということですが、施策に関する理解を深めていただく上では、関係者の意見反映が非常に重要であるという考え方に基きまして、現在、東京都では食品安全審議会で施策の検討を行っていただいています。こういった検討を必要に応じて行っていくと。さらに、審議会の審議の過程におきましては、より広く関係者からの意見募集、いわゆるパブリックコメントの補充だとか、直接関係者から意見を聞く機会を設けていくべきであるという考え方でございます。

さらに、各地域におきましては、各保健所で食品衛生推進会議という会議もございますので、そういうものを活用しながら、各地域での意見反映を図っていくべきであるという考え方でございます。

以上が都の施策に対する理解ということですが、

続きまして、2としまして、関係者によるリスクコミュニケーションの促進・支援でございますが、ここからはいわゆる東京都がやるだけではなくて、各関係者の自主的な取組、それに対する促進・支援を東京都が行っていくべきであるという考え方に基きましてまとめられた部分でございます。

(1)といたしまして、情報共有化の促進ということですが、食品の情報につきましては、やはり事業者の方が非常に多くの情報を有しています。そういった事業者の方が持つおられる情報の共有化を図っていくべきであると。そのツールといたしまして、都が現在取り組んでおります生産情報提供事業者登録制度でありますとか、あるいは自主回収報告制度、さらには食品衛生自主管理認証制度という制度がございます。こういう制度を積極的に進めていくべきではないかということでございます。

さらに、食品表示というものが情報共有化の観点から非常に重要でございますので、こういうものが有効に機能するように、法に基づく表示の実施などについて指導、あるいは技術的な支援というものを東京都が進めていくべきであるという考え方がまとめられてございます。

21ページにまいりますが、(2)といたしまして、先進的な取組の普及に向けた技術的な支援でございます。ここは、さきにも申し上げましたとおり、食品関係事業者の方の中には、消費者からの相談窓口の充実でありますとか、あるいは商品に対する情報の開示でありますとか、直接、消費者の方との意見交換を実施されるというような先進的な取組を進めておられる企業がございます。こういう企業活動を発表するような機会、さらにそういった発表などについて、ほかの事業者の方ですとか、あるいは都民の方が参加できるような交流の機会、こういうものを都として進めていくべきではないかという考え方です。こうした都の技術的な支援を通じて、ほかの関係者の方の自主的な取組を進めていこうという考え方をここでまとめてございます。

(3) につきましては、さまざまな関係者の連携ということですが、さまざまな関係者の方が主体的に取り組まれている中に、都としても積極的に参加していこうというのが1点目の考え方です。

2点目といたしまして、NPO、あるいは消費者団体の方、事業者団体の方など、食品安全に取り組んでいる団体の方が都内には数多くいらっしゃいます。そういう方々とネットワークづくりを進めながら、相互交流というものを図っていこうという考え方でございます。

さらに、3といたしまして、リスクコミュニケーション定着に向けた基盤整備という考え方でございます。

今申し上げましたような都の施策の理解を深める、さらに関係者の方の自主的な取組を進める上で、やはり基盤というものが非常に重要になってまいります。そういったものを図っていこうということでございます。

22ページをお開きいただきますと、上の方に「この基盤の一つとして」という書き出しがございます。インターネットなどを利用して、さまざまな情報を収集し、さらに専門的な情報をわかりやすく提供するなど、情報の受発信機能の強化というものをまず進めていくべきではないかということ、さらには情報の受発信ですとか意見交換、そういうものの関係者の連携、さまざまな総合的な取組について機動力を持って迅速に推進するためには、関係各局の協力体制が必要ではないかというのが2つ目の段落になっております。

さらに、リスクコミュニケーションを進めるに当たって、東京都がどんな基本的なスタンスで取り組むのか、その取組のためにどんなことが必要なのかという、基本的な留意事項などを取りまとめて、それを現場にフィードバックしていくことが必要ではないかと考えました。さらに、都の内部だけでなく、対外的にも関係者の方とリスクコミュニケーションの進め方などを継続的に検討していきながら、関係者の方に都が蓄積したノウハウ、技術を普及していくべきではないか、そういった形で基盤をしっかりと構築すべきであるという考え方がまとめられてございます。

以上が都の取組ということでございます。

最後に、23ページに「おわりに」という形でまとめてあります。今回の検討部会で報告をまとめていただくに当たっての考え方が示されておりますが、第1段落にありますとおり、リスクコミュニケーションというものは、まだ取組が始まったばかりでありまして、やはり試行錯誤の段階でございます。こうした中で、都はリスク管理者として主体的にリスクコミュニケーションに取り組みながら、関係者の方にリスクコミュニケーションの必要性、あるいは重要性に対して認識を高めていくことが必要ではないかと考えます。

こうした地道な努力を積み重ねることによって、将来的にはなんですが、事業者、あるいは都民の方が主体的に取り組むリスクコミュニケーションが都内各地で自然な形で行われることが望ましいのではないかとということです。

最終的な目的でございますが、食品のリスクに関する情報というのは、社会全体で共有して、関係者のそれぞれの取組が進むことにより、リスクというものは一層効果的に低減できると考えます。

都を初め、さまざまな関係者の努力によってリスクコミュニケーションが円滑に行われて、食品の安全確保対策がより一層進められていく、こういったことを期待していますというふうな結びになっております。

部会報告の内容としては以上でございます。

あと、添付資料の説明でございますが、附属資料といたしまして、中間のまとめに対する意見集計の結果、2といたしまして、「意見を聴く会」での意見表明の内容、先ほど冒頭で説明した内容と同じでございます。資料3といたしまして、部会の名簿、4といたしまして、これまでの検討の経過ということです。

参考資料といたしまして、参考資料1には、都におけるリスクコミュニケーションの取組、関係各局ではどのようなリスクコミュニケーションの取組が行われているのかということも挙げております。参考資料2といたしまして、都におけるリスクコミュニケーションの具体的な事例ということで、都内産の農産物から有機塩素系の農薬が検出されたという事例、カンピロバクターによる食中毒が都内で増加傾向なのですが、それを低減するための情報提供の事例というものを挙げてあります。参考資料3といたしまして、食品の安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討として、国が以前、魚介類に含まれる有機水銀の件につきまして公表しましたところ、魚介類が売れなくなったということも踏まえまして、情報提供に当たってはどのようにして留意していったらいいのかということも東京都の食品安全情報評価委員会で検討したことがございましたので、その内容について載せてございます。

部会報告につきましては、説明が長くなりましたが、以上でございます。

黒川会長 30分ほどのご説明で、大変な分量でございますけれども、お気づきのよう、目次を見ますと第1部から第4部と分かれておりますので、とりあえずその順番に沿ってご意見、ご質問などありましたら承ることにしたいと思います。

第1章、食品の安全確保の考え方、これは非常に審議会でも論議があったところで、検討部会で文言を訂正されたということで、先ほど全部読んでいただいたわけですが、さらにご質問でもございますればお願いいたします。

奥田委員 第1章の安全に対する考え方の変遷というところに、ちょっと見方が偏っているのではないかなというふうに感じる文章があります。後の文章とは全然書き方が違うイメージを持っているんです。例えば第1節目、「単純に判断されることが多く見受けられてきた」、あるいは次の「『面倒なこと』と捉えられ」とか、事象のとらえ方に偏見があるかなと感じられる文章で、素直に読めない部分があります。

小川食品監視課長 申しわけないですが、文章の精査の部分につきまして、皆さん方のご意見をいただいてから、私どもも再度検討しようとしております。奥田委員がおっしゃった意味は、余りにも単刀直入ではないかとか、そういうようなご意見かと思っておりますので、もう少しふさわしい表現方法に直すことはやぶさかではございません。

黒川会長 私からも、ちょっとくだけ過ぎていると思います、後と比べますと。くだけるのもいいかもしれませんが、冒頭ですから、少し考えていただきたいと思っております。

小川食品監視課長 はい。

市川委員 2ページの(1)の3段落目のところで、極めてわずかな量を含む可

能性があっても『有害ではないか』との誤解」という、この「誤解」という言葉にちょっとひっかかりを感じておまして、有害ではないかというのは、断定しているわけではないので、不安が生じるとかという方が伝わりやすいのではないかと考えております。

小川食品監視課長 有害ではないかというとらえ方の問題だと思いますけれども、誤解よりは不安の方がおっしゃる雰囲気がかちんと出ているかだと思います。誤解というと全然違うニュアンスですので、ありがとうございました。

奥田委員 (2)の最初の3行ですが、「こうした取組によって一定の安全が確保されても、直ちに消費者が安心を得られるとは限りない」という文章について、リスク評価は科学者が行い、行政が中心となって管理しているということに対して、消費者が安心を得られるというふうな受けとめるようですけれども、その理由は、後の方で説明されたように、食品安全基本法で、評価の段階でも管理の段階でもリスクコミュニケーションをやって、消費者の安心を得る努力をしているというところだと思いますが、ここが欠けているから、この文章3行はちょっとおかしいかなと。

小川食品監視課長 ご指摘の点につきましては、確かにその取組について言っているのではなくて、その間に言葉がかなり足りないのではないかと思います。「リスクコミュニケーションが十分に図られていなければ消費者の皆さん方の安心が得られるものではない」ということを書きたかったのですが、確かに確保されても、いきなり「限らない」というフレーズにつながると、十分な説明になっていないのかなと。そこに溝があるというご指摘だと思いますので、この辺はもう少し表現方法、修文が必要かなと思います。今のご指摘を踏まえまして検討させていただきたいと思います。

黒川会長 2ページの下、「なお、健康への悪影響」とありますね。これを読むと、どこでもそうしているというふうに見えるのですが、食品安全委員会の定義を持ってきているので、「なお、本報告では」という意味ですね。

小川食品監視課長 そうということです。

黒川会長 「なお、本報告では」と入れていただきたいと思います。

小川食品監視課長 はい。単につけ足しではなくて、まとめですから。

交告委員 先生が今おっしゃったところですが、「健康への悪影響の程度とそれを受ける確率」、この2つをリスクというのでしょうか。かけ合わせたものをリスクというのではないのかという気がします。

小川食品監視課長 はい、かけ合わせたものです。

黒川会長 これでは読めないですね。それをかけ合わせたものをという文言訂正ですね。

交告委員 それから、先ほど奥田委員だったと思いますけれども、2ページの(1)の第2段落の「このため」のところの「面倒なこと」という表現に偏見があるのではないかとということで、修正するということですが、これをとってしまうというのも少しまずいと思います。むしろ行政も事業者も反省を込めているのではないのでしょうか。「面倒なこと」というのが、それだけを取り出すと悪いイメージを与える言葉ですが、私たちは自分たちの目的とする行為でないことに日々時間を割くのはむしろうれしいので、そして情報を提供するということは、自分たちに直接利益が得られる

ことではないので面倒くさいということは、それは事実なのではないでしょうか。それを怠ってきた面があるので、それはやめようという反省ですから、この一文はきちんと書くべきで、もう少し一般論として書けばいいと思います。今申し上げたように、我々は自分たちの目的としているわけではない行為をするのは煩わしいものであり、情報提供にもそういう面がありますが、これからは煩わしいからといって情報提供を怠るようなことはしないと。そういうふうには書けばいいわけで、それは必要だと思います。

小川食品監視課長 表現方法につきましては、一般的な表現方法の方がよく伝わるとお思いますので、また先生ともすり合わせをさせていただきまして修正したいと考えます。

黒川会長 よろしくお願いいいたします。

中村委員 3ページの(2)の真ん中で、「このような食品の安全確保に関する理解と協力を進めるうえで、関係者が相互に様々な情報や意見を交換する過程が『リスクコミュニケーション』である」という表現があります。しかも前回の、次の4ページ目の真ん中にある表等はそういうふうな表現になっているのですけれども、「 」の3つ目に「納得して意思決定を行い」という表現がありますね。リスクコミュニケーションというのは、情報を得た人の納得、得心ということが1つの条件として入るのではないかとお思っているのですが、そういう意味では少し矛盾するのかなという気がします。その辺はリスクコミュニケーションのとらえ方の問題になるかと思いますが、これはどのようなとらえ方で書かれたのでしょうか。得心とか納得ということの意味を含んでのものであれば、問題ないと思いますが、単なる仮定というのは古いコミュニケーションのやり方ではないかという気がします。

小川食品監視課長 全体を通じてリスクコミュニケーションという言葉の使い方が、単なる意見交換であったり、仮定まで含めたもの、それからリスクコミュニケーションの成果まで含めたものであったりと、先ほどとらえ方の問題とおっしゃいましたが、まだ十分書き分けができていないと思います。確かにリスクコミュニケーションの成果としては、最終的に得心しなくてはいけないと思います。前回の部会の中でも、最終的な到達点みたいなところが見えていないと、リスコミの必要性とか目的というものがはっきりわからないのではないかというご意見がありましたので、ここは少し書き加えたのですが、リスクコミュニケーションという言葉の使い方をもう少しきちんと文章の中で書き分けていく必要があると、先ほども別な角度からご指摘を受けました。検討させてください。

西山委員 10ページのリスクコミュニケーションの現状分析で、重要性について少しずつ認識されるようになってきているという現状分析がありますが、23ページの「おわりに」では「まだ馴染みが薄い」としています。この根拠というか、とらえ方ですけれども、見方によっては反対の意味にとらえられますし、リスクコミュニケーションの、例えばアンケートをとった結果でこういうふうになったのか、あるいは期間的に短いからこういうふうに表示されたのか、施策的にまだ足りない部分があってまだなじまないのか、あるいは少しは認識されたのか、どういう背景があってこういう文章になったのかお聞きしたいと思います。

小川食品監視課長 若干、私どもの反省も含めていますが、私どもが現状やっているリスクコミュニケーションと称する行為が、本当にいいのかどうかということの検証もまだされていません。本来ならばリスクコミュニケーションの成果みたいなものがきちんと検証されて初めて進んだとか進んでいないとか言えると思いますが、そこはまだ不十分というか、一般的にも正式な検証方法というものがいろいろと議論されている段階なので、「まだ馴染みが薄い」という表現で、全部を漠然とした形で表現していると思います。もう少しきちんと表現しなくてはいけないのかなと思います。ご指摘につきましては承りました。

松田委員 先ほどの中村委員の「納得・得心」しての話ですけれども、リスクコミュニケーションをやったからといって、必ず全員が納得することはまずないと思います。納得してというのが理想というか、目標ではあるけれども、達成が非常に難しい。ただ、リスクコミュニケーションというのは、ここからここまでやったから終わりというのではなくて、ずっとやり続けなければいけないものであるとらえることができるのではないかと思います。「納得して」というふうに書くのであれば、できるだけ多くの人に納得してもらおうという書き方にした方がいいと思います。

それと2ページ目の先ほどいろいろ問題になった「面倒なこと」の行ですけれども、「情報を隠して過剰に安全性を強調する」という一文になっています。情報を隠すことと過剰に安全性を強調するのは全然違うことですね。情報を隠すというのは、先ほど交告先生がおっしゃったように、企業にとってはメリットもない、出すインセンティブがないわけです。だから出さない。過剰に安全性を強調するというのは、これは詐欺にも似た行為ですので、これは犯罪行為になりかねません。これを同じに並べて書くのは問題があるのではないかと思います。

小川食品監視課長 表現方法につきましては、おっしゃるとおりだと思います。

「納得」につきましては、中村先生のご説明もあったものですので、そういうことでよろしゅうございますか。確かに、いきなり納得というところまで到達する人がどこまでいるかというのは、おっしゃるとおりだと思いますので。

高橋(久)委員 「納得」のところ、しつこいようですが、たしか部会でも、理解して納得できる人とできない人と、でも、とにかく理解まではしてほしい、そういったやりとりをしたことを思い出しました。補足です。

和田委員 今の「納得」のところですけれども、3ページの上から10行目ぐらいにあります「お互いの考え方を理解し」という文章のところまでですが、それこそお互いの心の問題は、この文章なら納得できる文章なのではないかと思います。自分はそれに納得がいかないけれども、他の人の言っていること、あの人がこういうふうな考え方で物を言っているのかということを理解できるというのがまず第1段階だと思います。それから先の納得というのは、全員の納得なんていうのはとてもできることではないと思いますので、注文をつけるのは簡単ですけれども、そういうことで文章を書いていただきたいと思います。

小川食品監視課長 今、皆さん方からいただいたお話をもう1回まとめ直して修文させていただきます。

黒川会長 それでは、7ページの第2に移りたいと思いますが、ここはそれほど

の変更はなかったという話です。いかがでしょうか。

国の最後に、「自治体との意思の疎通を十分に図っていく」、今現在では不十分であるという意味でしょうか。現状を教えてください。国と自治体との意思の疎通の仕方といたしますか。

中村食品安全担当係長 十分か十分ではないかというのは、かなり主観的な部分もありますので、情報提供をやることについては、かなり綿密にやっていると思います。その部分については考慮したいと思います。

黒川会長 私が聞いているのは、例えば連絡の委員会みたいなものとか、そういうチャンネルが、名前もついた、そういう意思の疎通を図るところがあるかなと。

小川食品監視課長 担当の分野では、国との定期的な情報交換会とか説明会というものはございます。特に、いろいろな事件・事故が起こったときに緊急的に招集されるような実務的なものはございます。国といっても、今いろいろリスク評価機関、食品安全委員会と、各省庁の関係の中で自治体とのつき合いが一番深いのが今までどおり各省庁でございますから、その上の食品安全委員会と自治体との情報のやりとりというのは、省庁とのやりとりから比較すると、まだ十分でないということが現実的にあるのではないかと考えております。

池山委員 10ページの第3の社会的な定着の食品の安全に関するリスクコミュニケーションについて、「体系的な取組」とさらと書いてありますが、リスクコミュニケーションの体系的な取組というのは、それぞれが勝手に考えているみたいなことがあるので、少し丁寧にこの辺はお願いいたします。

小川食品監視課長 まだ体系的にというところまでは確立されていないと思います。

池山委員 ですね。だから、体系的な取組というのはまだだと思のですが、そもそもここにおける「体系的な取組」がどういうことを体系的な取組と指すのかというのが、難しいと思いますが。

小川食品監視課長 評価機関と管理機関がございまして、ある程度役割分担でできるかと思えます。また、管理機関でも国・自治体ということもあると思えますので、そこの辺のところがかちんと分けてできるのか、混在しているのかというのが今のところまだ、なかなかうまくいっていないと思うので……。

池山委員 リスク分析手法というところでの、その中で今おっしゃったみたいな体系的な取組というふうには理解するのですがけれども、もうちょっと説明をしていただかないといけません。

田近委員 13ページの都が果たす役割について、読ませていただいて、都民が食品の安全に対して一番希望することは、都が蓄積されたノウハウについて都を頂点とした下の市区町村のところまで届けていただいて、それが私たちの方に直接波及されていくことだと思います。

まず私たちが行政と言われて考えるときは、厚労省でも農水省でもなくて、東京都でもなくて、私たちが住んでいる地域の市区町村であり、身近な保健所だと思います。リスクコミュニケーションの考え方や重要性がどこまで都から下の自治体に浸透されているのかということが最近とても気になっております。

これは、最近出た私の住んでいるところの市の広報紙なんですが、「食の安心は地元から」という題で、食品添加物や遺伝子組み換え食品の登場などで食生活の安全が脅かされているという文面があるんです。こういうものを見てしまいますと、都民としては、私たちが住んでいる身近な自治体の市町村レベルでは、リスクコミュニケーションですとかここで話されているような食品の安全の部分が浸透していないのではないかと非常に思っております。

都で蓄積されたものが、先ほど都と国との関係のことをお話しになりましたが、反対に都から下の自治体の方に蓄積したノウハウを浸透させるという取組を都が果たす役割の中に入れていただけたらと思っております。

中村食品安全担当係長 基本的な考えとしては、14ページの関係者の役割に応じた取組を促進するという、これが都の取組の1つとして書いてあることですが、ここに書いてある関係者というのは、事業者、都民の方も当然ですが、いわゆる自治体ということも入っていますので、都のノウハウといいますか、普及というもの、広めていくということは掲げた中に盛り込んでいるととらえております。ただ、書き方として市町村ということがはっきり見えないということであれば、その部分については書き込みを追加することは可能かと考えております。

田近委員 入れていただいた方が都民としてはわかりやすいと思います。

黒川会長 ほかにございますか。

それでは、15ページ、第4でいかがでしょうか。

17ページ、受け手に応じた情報提供の中には、日本語が得てではない方というか、外人、国籍を得た方でもそうでない方でも英語ならわかるという方に対する情報提供はどう考えているのでしょうか。例えば、都の観光パンフレットは日、韓国語でありますね。

小川食品監視課長 前段の東京の特性の中に、国際的な都市という関係、いろいろな外国人がたくさんいらっしゃるという現状が都の特性の中に書いてございます。それを踏まえれば、受け手に応じた情報提供として、そういう外国の方々に対しては理解できる言語でないともずいと思えます。ただ、すべての外国語というわけにはいかないと思えます。

黒川会長 英語があれば。

小川食品監視課長 それくらいは必要かなと思えます。確かに現状としまして、都の施策の窓口については、何カ国語かで案内を出しているという現状はございます。

黒川会長 ほかにございますか。

市川委員 16ページのイの(ア)情報提供の方法のところ、広く情報を発信にしていくに当たって、東京というのはやはり住んでいる方が多いので、情報を出す側も受ける側にも効果が大きいと思えます。たまたま見ていましたら、NHKのテレビの中で、今、フリーペーパーが巷で大変読まれているそうです。フリーペーパーという新しい情報の提供の仕方は、東京ならではの、効果的にできるツールにできる可能性を持っていると思えます。そういうものも積極的に取り入れてみるということも何らの形で書き入れていただけると、東京の新しさ、東京だからできるみたいなこと、そういうものも出していった方がいいのではないかと思います。

小川食品監視課長 具体的にということではなくて、新しいそういうツールも活用してみたいな、そういう意味合いですね。

市川委員 オーソドックスなものだけではなくて、新たな試みもどんどん積極的に取り入れていくということです。

西山委員 先ほどありましたが、18ページの上の方に「子供から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた情報提供」、これはやらなければいけないと思いますが、実際、具体的にはどういうふうにするか、かなり難しい問題があると思います。例えば説明会とかリスコミをやりますと言っても、来るのは事業者と行政関係の人と本当に一部の限られた人しか集まらない。本来であれば、子供とか、例えば女子高生でも、そういう人たちがいっぱい来て本当のリスコミになると思います。さまざまなライフステージの人たちがリスコミに対してどういう理解を持っているか、概念を持っているか、考え方を持っているか、例えばアンケートをとるとか、どこに問題があるのかということ进行分析した上で、それに対して都として手を打つようなことも考える必要があるのではないかと思います。

今のリスコミだと、限られた、その人たちは物すごく詳しく知っているけれども、それから外れた人たちはよくわかっていない、全く関心がないという状況ですので、その辺の人をどうやって取り込んでいくかということも考える必要があると思います。

小川食品監視課長 今のご意見につきまして、既に子供向けにはホームページにKIDコーナーを作成はしております。しかし、意見交換会への参加という面からすると、確かに言われたとおり、一部の限られた方たちの参加が目立ちます。例えば女子高生かどうかわからないですけれども、対象者にふさわしいテーマを取り上げるためのアンケート調査とか、既存のネットフォーラムでは、テーマによりまして非常に若い人たちから受け答えが来るようなものもございまして。例えば、健康食品の場合だと、ダイエット志向の方たちも結構いらっしゃると思いますので、そういう人たちからもご意見をいただくことがございます。

ですから、具体的なやり方の話だとは思いますが、ここで書いてあるそれぞれのライフステージに応じた対応が必要だというご意見だと思いますので、実際、施策をしていく上でそういう工夫は十分考えていくことになると思います。

高橋(久)委員 これは単にミスプリントだと思いますが、21ページの一番上の2行目、「法律の遵守や社会的」、これは「倫理」ですよ。

小川食品監視課長 誤りです。

黒川会長 ありがとうございます。

ほかに、全体を通じてでも結構でございますが。

田近委員 先ほど、いろいろなフォーラムですとか、そういうものに限られた人たちだけが参加しているというお話でしたが、私も実はずっとそう思っていました。ところが最近よく見てみますと、確かにいつも限られた同じ方が参加していらっしゃるんですが、その方たちはちゃんとメモもとっていらして、人数が集まらなくても、例えば奥さん同士のちょっとした話の中でも、非常に根気強く何遍もそこで得た知識を披露してくださることがありました。私も今まで気づかなかったのですが。

ですから、限られた人だけが参加する、だからよくないということではないと思

ます。いろいろな人が参加できるような場所とか、そういうことを考えるのは非常にいいと思います。ただ、参加が限られた人だからいけないというのは、私も最近違ってきたなと思っています。

小川食品監視課長　ご意見として承っておきます。

池山委員　18ページですけれども、関係者の疑問・意見の把握というところで、いろいろなところに出された意見要望などをQ & A方式によってホームページにて周知するとありますが、何かブックレットみたいな形でまとめていただけないでしょうか。ホームページを見ている人はいいのですが、それをまた私みたいな団体や、地域での小さな集まりなどでは、東京都が出された簡単なQ & Aを皆さんに伝えるときには大変なのです、プリンターに出して、それから印刷してとか。大変だと思いますが、Q & Aブックレット何とかといってまとめていただくと、それで非常に安価な価格で販売していただくと、まとめて買ってきてみんなで勉強し合うとかということができるので、その辺も、多様な方法でというふうに書いてあるので、何か工夫していただけると、とてもいいと思います。

小川食品監視課長　分厚い報告書だけではなくて、それを要約したリーフレットとか小さなものを無料、無償で配布はしておりますけれども、限られた量になってしまいます。例えば有料頒布というような形で、もうちょっとたくさん部数が提供できるようなことも当然考えられると思いますので、実際にやっていく中で検討させてください。

池山委員　それは、東京都がお知らせしたいQ & Aというのと私たち消費者がわからないことを東京都に質問して、東京都が答えてくれたことという違いがあると思います。その辺が、我々都民が出した質問に対しての答えと、東京都がよく出しますこういうことについて皆さん知りませんかというのと、消費者側の受けとめ方が違うわけです。そこら辺の工夫が必要かなと考えます。

小川食品監視課長　こちらからの一方通行ではない形のものということですね。

池山委員　そういうことです。

黒川会長　その件に関して、16ページの真ん中あたりに、少し違うところですが、インターネットを利用できない関係者への配慮と、こちらにも書き込んでおけばよろしいのではないのでしょうか。

高濱委員　私は検討部会に何度も参加させていただきましたが、検討部会にペーパーが出るたびにわかりやすくなってきているという感じがいたします。そういう意味では、事務局のご努力に感謝を申し上げたいと思います。いろいろご意見があるかと思いますが、都民の方が理解しやすい、わかりやすい表現にしていきたいと思っております。

10ページの「リスクコミュニケーションの現状」の中に、事業者の取組がありまして、「ある事業者団体では、消費者を工場などに受け入れて、実体験を通じたリスクコミュニケーションを行う際の留意事項などについて検討しているところがある」と記述されています。実際私どももこういうことをやっております、私どもの取組を紹介していただけただけということで大変ありがたく思っております。

実は、「消費者と食品企業の顔が見える工場見学マニュアル」というものをつくり

ました。消費者の心をつかむ理想の工場見学の取組とそのポイントということテーマに掲げ、消費者が安全であり、安心と思えるような工場見学のチェックポイントがどういふところにあるかということ整理いたしました。消費者向けのもの企業向けのもの、同じ冊子の中に盛り込んでおまして、ぜひ皆さん方にもお見せしたいと思っております。

次に、4ページから5ページにかけての、リスクコミュニケーションの目的のところですが、一番下に「リスクを受容し、『安心』と感じる根拠は、消費者、事業者、専門家などそれぞれの立場によって大きく異なることがある」と書いてございますが、特に添加物とか農薬について、こういうギャップが大きいのではないかと思います。今年の5月末から農薬の規制が大きくかわりまして、農薬について、いわゆるポジティブリスト制という制度に移行し、フードチェーン全体でこの問題に取り組むという、大きな課題を突きつけられているわけでございます。場合によりますと、恐らく法令違反ということが出てくるのではないかと私も事業者としては恐れております。その場合のリスクコミュニケーションのあり方は、ぜひ東京都でもご検討いただきたいと思っております。これが1つの要望でございます。

それから、20ページの食品表示ですが、食品表示は「情報共有化の促進」の手段の一つでございます。食品表示の問題については、細かいことも大事ですが、表示とは一体何のためにあるのかということが重要と考えます。健康とか安全に直結する表示と、消費者の品質を選択する場合の目安であり、安全とか健康には直結しない表示と2つあると思っております。安全とか健康に直結するものについては、義務的な表示ということを進める必要があると思っておりますが、そうでない表示は、できる限り任意の表示ということにさせていただくのがベターではないかと思っております。どういう目的でその表示が行われているのかということについて、都の方でも消費者の皆さんにご説明していただきたいと考えております。

小川食品監視課長 今のご意見につきましては、よく承ります。

先ほどのパンフレットなどにつきましては、私どもがこれからそういう企業の人たちのリスクコミュニケーションの取組を紹介するような場とか、ある程度考えておりますので、そのときにはまたご相談、ご協力いただきたいということでございます。

表示につきましても、たまたま私どもは商品選択の重要な情報であるJAS法と食品の安全に関する食品衛生法、それから健康増進法とか、いろいろな法律を所管しておりますし、都全体でも景品表示法などがかかわってきています。そういった様々な規制を縦割りではなく、横断しながら、表示の講習とか事業者に対する支援も行っております。任意表示になりますといろいろと難しい部分がありまして、内部でも検討しなくてはいけないと思っておりますが、少なくとも縦割りの表示の出し方ではなくて、横断的に取り組み始めたところでございますので、またいろいろとご協力いただきたいと思っております。

高橋(松)委員 今、高濱委員からもありましたけれども、農薬関係につきましては、きょうは労働経済局が来ているかどうかわかりませんが、この2月に入りまして、各JAの担当を全部呼びまして、それぞれ使用基準の問題については周知徹底を図るようする取組を、労働経済局と一緒にやって行くと予定です。

それから3月に入りましてからは、きょうは生協の林委員さんがおいでになりませんが、生協さんなり、また消費者団体等々とりスクコミュニケーションと申しますか、消費者と我々生産者の側の交流の場、そういったフォーラムを予定しています。200名近い方々においでいただいて、いろいろな話し合いをし、農薬問題やら様々なことにつきまして対応していくために、今、消費者の皆さん方と生産者と合わせていろいろなことをやり出しておりますので、この場をかりて報告と申しますか、お願いを申し上げたいと思っております。

もう1つ、先ほど来いろいろとありましたけれども、18ページのところで食品基本法のことが出たのですが、全体的に食育ということについてのあり方、これを審議会で行うのでしょうか。ほかの面で食育関係についてはやっていかなければならないだろうということで、我々生産者団体といたしましては、過去小学校の生徒さんたちを対象にしたいろいろな事業に取り組んでおります。そういう中で、特に17年度にやった実績がいろいろあるわけですが、文部省の方からも了承されているような実績もございます。これも労働経済局が事業内容を把握しているかと思いますが、非常にユニークな活動をやってございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

ですから、この食育をどのようにしてこの中でやっていくのかということをもっと詰めていただければ、局の中でもいろいろと、教育委員会なり労経局なり、いろいろな局間でもう少し詰めていただければありがたいと思っております。食育の関係、とにかく地場産の野菜等々については、東京都でも畑がない都心部のようなところにはどしどし持っていきたいというのが現状です。郊外の方、三多摩でいえば、区部でも畑なりがあるところは学校給食の方に食材を提供しています。ですから、もう少し食育について議論する場が欲しいと感じておりますので、食育基本法ができた中での取組をどういうふうにしていくのか、子供にも畑を提供できる部分は多いにありますので、もっとやっていただければありがたいと思います。

小川食品監視課長 その点につきましては、産業労働局の方で現在、食育基本法に基づきまして東京都の食育推進計画作成のための検討をしております。これは全都庁の計画でございます。私どもの食品の安全ということにつきましても当然かかわりを持ってありますし、今おっしゃいましたような地場産業の育成とか、生産者側でのいろいろな取組の紹介とか、非常に盛りだくさん入っている内容でございます。食育に関する議論につきましては、このリスクコミュニケーションではほんの一部という位置づけでございますので、別の議論の場がございますので、そのようなご意見があったことを伝えておきます。

高橋(松)委員 ウェブサイトに出ているのはわかります。ですから、議論する場が東京都でないという、もう少しきちんとしたものを持ってこないとおかしいのではないかと。担当の部にはよく提言しているのですが、その辺、もう少し気合を入れたものにしていきたいと思っておりますので。

奥田委員 食品産業に対しての要望を今述べてもいいのかなという雰囲気になっておりますので、一言お願いしたいと思っております。東京都に先進的な事業者がたくさんあると。そこが必ずしも情報を公開しているとは限らないですね。それをどういふ

うに促進していくのかということが非常に興味のあるところであり、要望したいところですが、先進的な企業でなくても、一般的な企業でも、情報をどんどん公開してほしいということをお願いしたいと思います。

池山委員 18ページ、さっきの食育の取組ですが、食育というのはいろいろあると思いますが、やはりリスクコミュニケーションについて、どう書いたらいいのかわかりませんが、「学ぶ」とでも言うのでしょうか、食品の安全やリスクについて正しく判断できる力の育成の中には、リスクコミュニケーションについて学ぶというのではなくて、教育の課程で触れるというのかな、そういうこともすごく大事だと思います。その辺も、これはリスクコミュニケーションの充実ですから、食育のこのところに入れていただけるといいのではないかと思います。

小川食品監視課長 現に食育の検討の場では、リスクコミュニケーションが重要だということに向こうの計画の中には入れてあります。こちらでも検討をさせていただきたいと思います。

中村委員 全体をざっと読ませていただいた感想ですが、恐らく舌足らずなところがあって、誤解を生むような表現になっているところがあります。その辺は誤解が生じないような表現に変えた方がいいということと、1つの文章が長過ぎて、それが無用な誤解とか読み誤りを生むことがあり得るのではないかと思います。ですから、先ほどいろいろな方から出ましたように、都民に向けてわかりやすい表現の答申ということを考えれば、もう少し1つ1つの文章を短くして、クリアにした文章の方がいいのではないかと思います。

例えば、22ページの真ん中に「さらに」という段落がありますが、一段落が1つの文章になっています。ずっと読みますと、主語が何で、「有用である」と言ったときに、さて何の問題なのかということがよくわかりませんので、何がどうなるのかということがわかるような表現の方がむしろ答申としてクリアなのかなという気がします。中身ではなくて書き方の問題ですが、誤解を生じないように、かつわかりやすく、なおかつリズムのある文章にしていいただければと思います。

黒川会長 中村委員がおっしゃったとおりだと思います。今日長時間にわたりまして検討部会報告をご審議いただきましたけれども、抜本的な変更を要する点というよりは、今お述べになったような文言の訂正、修正、そういうことが主でありますので、私としては、今日この部会の内容は了承して、答申案の段階でさらに、それまでに意見をお出しくださった委員とメールとかでやりとりをしながら、もっとよりよいものにしていくというプロセスを経て、最後の第4回審議会にかけたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

黒川会長 ありがとうございます。それでは、そういう方向でいきたいと思いません。

昨年6月に第1回審議会をやりましてから、検討部会が6回、審議会が2回、さらに2回ということでございまして、皆様いろいろな面からご努力いただきまして、まことにありがとうございます。

これをもちまして、審議としては終了いたしますけれども、今後のスケジュールに

ついて、事務局からお願いいたします。

小川食品監視課長　それでは、スケジュールにつきまして、資料4をごらんいただきたいと思います。本日の審議会ですべていただいた検討に関するのと今まで寄せられましたいろいろなご意見、追加させていただいたものを最終的に答申案とさせていただきます。

答申案の作成に当たりましては、時間的な制約もございますので、今、会長がおっしゃっていただいたように、文言修正を慎重に行い、なおかつ皆さん方のご協力と内部的には会長、副会長、また高橋久仁子委員といろいろとご相談させていただきまして、私どもで再度修正したものを皆さん方にお送りいたしたいと思います。その段階でご確認していただきたいと思います。文章的にも未熟なところがございますので、その辺につきましては検討させていただきます。

最後に、それをご確認いただいた上で、審議会から知事への答申でございますけれども、このスケジュール案の最後にあります「第4回審議会の開催（答申）」とございますが、またご連絡差し上げますけれども、3月28日10時から開催して答申案をご了承いただいた上で、最終的に黒川会長から答申をいただきたく考えております。

日程調整に時間を要しましたことは申しわけございませんでした。議会関係のことがございましたので、やっと今日皆さん方に日時の確定をお知らせすることができました。おそくなりまして大変申しわけございません。

以上のような形で進めていきたいと考えておりますが、黒川会長いかがでしょうか。

黒川会長　今ご説明がありましたように、3月28日、第4回審議会ということでございます。それまでに先ほどもございましたけれども、今日いただいたいろいろなご意見を踏まえまして、文言修正などいたしまして、今日はおいでのになりませんが、丸山副会長、高橋（久）部会長とご相談の上、やらせていただきたいと思っております。

それでは、本日の審議において、この答申案が皆様の了承を得たということでございます。ありがとうございました。

小川食品監視課長　黒川会長、大変ありがとうございました。先ほどご了解いただきましたスケジュールに従いまして答申案を取りまとめまして、第4回審議会までに皆さん方に再度お送りいたしますので、ご確認をお願いいたしたいと思います。

委員の皆様方には、お忙しい中、何度もお集まりいただきまして本当にありがとうございました。きょうはこれもちまして終了させていただきます。

午後4時05分閉会